



発展途上国における文民統制(一)

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2012-11-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 稲, 正樹
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00002581

目 次

はじめに

軍部の文民統制―神話と現実

ガイアナ・マレーシア

インド

几 フィリピン(以上本号

中国

日本

フィンランド

レバノン メキシコ

0

文民統制の二つの戦略

はじめに

稲

IE.

樹

versity of New York, 1976, 337 pp.+xii. を紹介・検討するものであ : Theory and Cases from Developing Countries, Albany, State Uni-本稿は、Claude E. Welch, Jr., ed., Civilian Control of the Military

Society への提出論文を基礎として刊行されたが、文民統制を標題る。本書はもともと Inter University Seminar on Armed Forces and とする著作・論文がなかなか見当たらないという研究状況において

うな後者の立場―ある意味で文民統制があるからそれだけで安泰だ ラウゼヴィッツ流の権力政治的認識が貫かれている。本書はこのよ 肯定であると言われる。そこでは「戦争は別の形の政治」というク ・・統制を論じるのに対して、米英での問題関心の原則的立場は戦争・ た制度であり機能をもつか、という日本国憲法独自の視角」から文 く総合的指導力を文民責任者が発揮しうるか、また発揮するに適し は、本紹介も一定の意味を持ちえよう。 日本国憲法における文民統制原理が、軍事力を「縮小止揚してゆ

のケース分析の紹介に入りたい。
カニズムにもなりうるという指摘を念頭にして、以下の発展途上国カニズムにもなりうるという指摘を念頭にして、以下の発展途上国かに関する国民自身の手による「デモクラティック・コントロール」を呈示しているのだろうか。文民統制が軍備管理にも似て、民軍関係を呈示しているのだろうか。文民統制が軍備管理にも似て、民軍関係を呈示しているのだろうか。戦争か平和という「機構信仰」論―から、免れているのだろうか。戦争か平和という「機構信仰」論―から、

- ―一八○頁。 ―一八○頁。
- (3) 福島・前掲書一七九頁。
- の点を強調する。(5)山口定「不安の政治化と反動の顔」世界一九七九年一月号・八三頁はこ
- (6)深瀬・前掲注(2)一八二頁

軍部の文民統制―神話と現実 (Claude E. Welch, Jr.)

ウェルチによれば、文民統制の性質・範囲は、文民の政治制度の強ており、③時と共に変化する性質を持っているからであると言う。民統制の核心が学者の通常の範囲から離れた政府の回廊内でおこっあるよりはむしろ一連の関係であって、明確さに欠けており、②文あるよりはむしろ一連の関係であって、明確さに欠けており、②文赤すことは難しいとする。それは、①文民統制が単一のできごとで赤すことは難しいとする。それは、①文民統制が単一のできごとで赤者は軍部のクーデターの研究よりも、文民統制のための手段を

ような限界を画することが、文民統制にとって肝要となる。る。従って、軍人・軍部が政府の定める適切な責任領域を受容するさと軍事制度の政治的強さの間の変動する均衡を反映するものであ

文民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッ文民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッ文民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッ文民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッ文民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッ文民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッ文民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッス民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッス民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッス民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッス民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッス民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッス民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッス民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッス民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッス民統制の実際を研究するアプローチには、①特に「プロフェッス民統制の実際を研究するアプロール(提携者無しに)。

1) 育一は重邪の女気句影響に寸上る景気につりまでもら。ことについて概観する。

現在まで用いられている文民統制の五つの手段

ウェルチは次に、

であろう。また一般的な予算の監督権は強力なものではあるが、 留保についても、布告は稀でありその重要性はとるに足らないも 議員もあり、 実質とを混同する危険がある。 くの点で粗雑である。 困難さや委員会調査員の不足に加えて、 る。しかし立法府の調査権は、「政治」問題と「軍事」問題の区別 neer)を与えるのである。次に立法府に権限を付与するタイプがあ 文民出身者である限り、 には指揮権の責務を国家元首に付与するタイプがある。 (1)第一は軍部の政治的影響に対する憲法上の拘束である。これ 重大な障害を蒙っている。 従って憲法上の拘束に焦点をあてても、 彼の個人的指揮権は文民統制の外見 宣戦布告権の立法機関への 軍部への親密な共感を示す 国家元首 多

② 第二は文民と軍部のリーダーの関係に影響を与える帰属的な

確保された場合がある 民社会勢力との融合を防ぎ軍部を慎重に隔離することによりそれが どのぐらいあるのか。歴史的に見て、一方では文民と軍部 ば階級に基づく絆は、 文民と軍部 思想・背景の同一性 部をなす。この方法により有効に軍隊を従属させ得る可能性は、 (ascriptive) 要因 かりー -ダー間のリンクに基づく従属の手段である。 (例えば階級 性により文民統制が促進された場合と、 ハンティントンの言う「主観的文民統制」 種族性)である。 帰属的要因とは、 のリーダー 他方文 例え の

> 0 配 動

手段にして安全を確保している。 配階 では一握りの国に限定されてはいるが、 する手段を取る、 が必要とされた。 たように、大衆・階級を基盤とする政党の発達と関連するものであ 慣習が文民統制を進めた。 治的従属を保証するために、 (はプロレタリア出身という帰属的絆に基づく、 |同様な背景に依存したものである。西欧の十九世紀後半以前は「支 前者の社会勢力との統合には三つの変種がある。 貴族支配の将校団に変わって、 「級」が政治的軍事的責任を一身に担っており、 三つめは 武装国家 (nation-in-arms) 二つめはフランス・ロシア革命が実証し 「民族主義的」 エリートたる支配者と司令官 政治委員の監督下にブルジョワ 武装国家は全面的な参加を 感情を吹き込み軍を動員 の形態である。 新しい軍隊の発展 また長子相続 一つは軍 今世紀 一隊の 1 0 政

期

Z

様な過程が独立国では皆無と言う訳ではなく、 治下の植民地の例 後者の分離により文民統制が確保される場合は、 肯定的であるよりは一層否定的なものとなる。 程度 を隔 十分に文民統制を支援するものかという問 **:離することができる。** (旧英印軍・ナイジェリア軍) がある。 以上の検討により、 文民との広範な接触 特にイギリス統 に対する答え 帰属的 しかし同 要因

> 出現した。 な点も存在する。 敵する強力な政治制度がなければ 軍隊内部で文民統制の適切さが広く承認されておらず、 この国では軍人を支配政党内に編入することを通じて、 統制を発展させている非共産主義国家として、 には軍部統制の戦略は同類のものではあるが、 そこには党と軍部間に幾つかの てなされる、 が、 軍事支配の研究は、 せぬ結果となる。 を通じて、 の一産物である時、 (3)不測の結果を引き起こすこともある(ガーナの事例)。従って 第三は、 他方軍隊を一政党に従属させようとする粗雑で性急な試 文民統制がなされることは稀な現象である。 政党のコントロールの利用である。 恐らく並列的 高度の正当性を具体化している政党を基礎に文民 党による軍編制の直接的監督や決定過程の ソ連と中国を主な対象としてなされてきた。 な命令の階層制を創出することを通じ ·矛盾· 政党機構への従属を望んでも予 相反」 メキシコの例がある。 なお中ソ間に対照 要因があり、 政党が革命的 又それに匹 文民統制が 従来政

る。(語)、の軍事力に著しい不均衡があれば、 能性を縮小させようと歴史的に軍隊を拡張している。然の」又はたやすく防衛できる国境地帯の無い国は、 玉 相 全が保障され得る国では、 隣国に恵まれている国 0 可 関わり 民的 能にする、 対的に力が等しく敵意を抱いているならば、 (4)第四は、 シンボル化や政治的役割の増大も起こるが、 は、 安全への 地理的・歴史的要因である。 比較的小規模で限られた責任しかない 脅威の認識と共に変化す 或いは強力な同盟国や地理的障壁により安 比較的 小さな常備軍を維持できる。 文民統制が推進されることもあ 兵力の拡張・ á 国の軍隊の政治 他方隣 軍隊 侵略される可 ③隣国同 の維持を 士が

aで民統制の倫理が、幾つかのコモンウェルス諸国に受けつがれてやすい。それ故一連の漸進的段階を通じて出現したイギリスにおけ公式な行動の期待面よりも、形式的な組織面の方が容易に転移させ規範・手続を、首尾よく他の歴史的・地理的・社会的環境(set規範していると言える。従って特定の状況下に発達した文民統制の関連していると言える。従って特定の状況下に発達した文民統制の人に文民の政治制度の強さ・正当性が文民統制の維持を可能にする文民統制の倫理が、幾つかのコモンウェルス諸国に受けつがれてる文民統制の編持面は、Set

(5) 第五は、軍隊内部での従属倫理の広範な受容を導くところの、 いの面間であるのは役割の拡張である。単純に言えば、文民・兵士が の可能性は大きくなる。単純に言えば、文民・兵士が を記となくその共同責任を縮小しようとすれば、それは不平以上の をことなくその共同責任を縮小しようとすれば、それは不平以上の も一般的であるのは役割の拡張である。単純に言えば、文民・兵士が 関与の可能性は大きくなる。単純に言えば、文民・兵士が となくその共同責任を縮小しようとすれば、それは不平以上の も一般的であるのは役割の拡張であると見なすこともできる。

の諸点をもって本章の結論とする。においても効果的な文民統制の処方箋が工夫され得ると述べ、以下最後にウェルチは、後述の各章が明らかにするように、第三世界

①軍隊は本来的に政治制度である。

面的ではない。制も決して絶対的ではなく、軍部による政治のコントロールも全②文民・軍人間には相互作用の連続体が存在する。その結果文民統

③文民統制の性質・範囲は、歴史的・地理的・社会的・政治的諸要

因に応じて、著しく変化する。

の正当性と有効性に由来するものである。 ④幾つかの文民統制の潜在的基礎のうちで最強のものは、統治機構

- (1) State University of New York at Buffalo 政治学教授:
- (2) Welch, Jr., "Civilian Control of the Military: Myth and Reality," in Welch, ed., Civilian Control of the Military, p. 2.(以下本書からの引用は括弧内にページ数のみを配す。) 彼はここでハンティントンの、「文民統制とは政府による軍部のコントロールである」という端的な定義を引用する。Samuel P. Huntington, "Civilian Control of the Military: A Theoretical Statement," in Heinz Enlau, Samuel J. Eldersveld, and Morris Janovitz, eds., Political Behavior: A Reader in Theory and Research, Glencoe, Free Press, 1956, p. 380.
- (3)このアプローチの一方だけではなく、①の内部的要因と②の環境的要因(3)このアプローチの一方だけではなく、①の内部的要因と②の環境的要因
- 実ではなく、専門知識や技術上の責任により影響を及ぼす。(pp.3-4.)を政治の役割の間には明白・完全な境界が存在する。裸の強制力という事種の発展途上国に見られる。軍人が政治から排除されてはいないが、軍部(4)文民統制の「正常な」形態であり、幾つかの西洋の民主主義国家やある
- (5) ⊕とは別種のものではなく程度の違いであるが、軍部のロビイングが「恐重の権力が存在しており、文民と軍部のリーダーが共同して政治的決定を重の権力が存在しており、文民と軍部のリーダーが共同して政治的決定を重の権力が存在しており、文民と軍部のリーダーが共同して政治的決定を下す。(p. 4.)
- (6) ここでは文民統制は消滅する。(ibid.)
- 調達する点にある。(p. 5.) (7) ③との違いは、軍評議会(military junta)が完全に内部からリーダーを
- (∞) ibid., p. 6.
- (9) 他の文民統制の手段がない所では、立法府による予算監督が重大な緊張等等のクーデターを促進する第一の要因となっている。J Lyle N. McAlister et al., The Military in Latin American Sociopolitical Evolution: Four Case Studies, Washington, Center for Research in Social Systems, 1970,

p. 39. (pp. 7—8.)

- (11) ウェルチは、スイス・スウェーデン・フィンランド・イスラエルそれには)ウェルチは、スイス・スウェーデン・フィンランド・イスラエルぞれには、ベングリオン (David Ben-Grion) 首相の影しかしながらイスラエルでは、ベングリオン (David Ben-Grion) 首相の影響力などにより文民統制が制度化されたと彼が言う時、そこには文民統制響力などにより文民統制が制度化されたと彼が言う時、そこには文民統制が本来「軍の毒性の認知の上での妥協の産物」(太田一男「文民統制」法学が本来「軍の毒性の認知の上での妥協の産物」(太田一男「文民統制」法学が本来「軍の毒性の認知の上での妥協の産物」(大田一男で表現の表現の表現のである。
- 渉を経験している。(p. 17.) 間に高度の種族的・階級的同一性があったが、軍部の蜂起による政府の交(2))例えば一九世紀のラテンアメリカは、支配寡頭制と軍司令官のメンバー
- (日) Roman Kolkowicz, The Soviet Military and the Communist Party, Princeton, Princeton University Press, 1967, p. 21. によれば左の通り。(p. 18.)

英雄的多役主宰	社会からの超然	ョナリズ	プロフェッショナルな自治	エリート主義	「自然な」軍部の特質	
全个性	種名主 社会への包摂	ロレタリ	イデオロギーへの従属	平等主義	党が望む特質	

- を選挙し、④常備軍へのイデオロギー的嫌悪感を持たせる。(p. 19.)政治委員を置き、②社会的被抑圧集団から下士卒を募集し、③時には将校(4) ①革命闘争期には「正規軍」将校と対等又はそれより上位の権限を持つ
- んど享受しておらず、政治が全てを包括するものとなっている(その定式下士卒に向けられる。中国においては、人民解放軍は党に対する自治を殆(15)ソ連においては、コントロールは主として将校に影響を与え教育は多く

- 軍は農業生産へと党幹部により定期的に召集された。(pp. 19—21.)一歩身を退けながら、その後粛清の犠牲者となったのに比べて、人民解放れる)。また国内問題との関係についても、ソビエト赤軍が農業集団化期に是正について」―そのうち特に「軍事―点ばりの観点について」が注目さ化として、一九二九年の古田会議での毛沢東の演説「党内の誤った思想の化として、一九二九年の古田会議での毛沢東の演説「党内の誤った思想の
- (16) カリェス(Plutarco Elias Calles)将軍が革命国民党(Partido Nacional Revolucionario)を創設したのに続いて、カルデナス(Lázaro Cardenas)大統領の下で党が再編された時、軍隊は四部会構成のうち一つを占めた。大統領の下で党が再編された時、軍隊は四部会構成のうち一つを占めた。になった。第二次大戦後カマチョ(Manuel Ávila Camacho)大統領は、軍部会の廃止等により更に政治における軍部の役割を削減した。(pp. 21―部会の廃止等により更に政治における軍部の役割を削減した。(pp. 21―部会の廃止等により更に政治における軍部の役割を削減した。(pp. 21―部会の廃止等により更に政治における軍部の役割を削減した。(pp. 21―不さる。
- (17) 一九五七年ガーナが独立した時政府は、政治に関係しないというイギリンの、一九五七年ガーナが独立した時政府は、政治に関係しないという (17) 一九五七年ガーナが独立した時政府は、政治に関係しないというイギリー (17) 一九五七年ガーナが独立した時政府は、政治に関係しないというイギリー (17) 一九五七年ガーナが独立した時政府は、政治に関係しないというイギリー
- ともあると言う。(pp. 24—25.) (18) しかしこれが逆説的に、イスラエルに見られる如く文民統制を高めるこ
- 衆国とメキシコ、メキシコとグァテマラの関係がある。(p. 25.) 19) 前者の仮説例としてインドとパキスタン、チリとペルー、後者の例に合
- 50) 士のためのものではない」というイギリス流の保障は打ち砕かれた。(b.) (かしながら一九五八年にビルマ・パキスタン・スーダンで、「政治は兵
- (21) ここ (pp. 31-32.) でウェルチは、軍隊内の職業化を二種に区分するアプラハムッソンの議論(Bengt Abrahamsson, Military Professionalization and Political Power, Beverly Hills, Sage, 1971, pp. 26-79, 155.)に注目している。軍隊の職業化が文民統制を増大させるというハンティントン流ので信に対して、アブラハムッソン及びファイナーは明らかに反対の立場に立つ。軍部の従属に関する職業化の役割をめぐる論争について、Cf. C. E. 立つ。軍部の従属に関する職業化の役割をめぐる論争について、Cf. C. E. 立つ。軍部の従属に関する職業化の役割をめぐる論争について、Cf. C. E. 立つ。軍部の従属に関する職業化ので割を対して、アブラハムッソン及びファイナーは明らないのでは、1000円の、Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur K. Smith, Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur K. Smith, Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur K. Smith, Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur K. Smith, Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur K. Smith, Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur K. Smith, Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur K. Smith, Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur K. Smith, Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur K. Smith, Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur K. Smith, Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur K. Smith, Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur K. Smith, Military Role and Rule: Perspectives on Welch, Jr. and Arthur Role and Rule: Perspectives on Military Role and Rule: Perspectives on

(1)

イツ第二帝制の政軍関係」(佐藤栄一編『政治と軍事―その比較史的研究』 を軍が身につける必要を説くファイナーの主張については、三宅正樹 かつ主要な抑止力とはなりえず、それに加えて「文民権力の優越性原理」 また職業化がハンティントンの主張する如く軍の政治介入を禁止する唯一 Civil-Military Relations, North Scituate, Duxbury Press, 1974, pp. 19-20 本国際問題研究所・一九七八年)六六―七一頁を参照。 F

(원) Welch, Jr., supra note 2, pp. 34—37

インドにおける軍部の文民統制(Stephen P. Cohen)

をさえ上回っている。 将軍達だけであった。インドは、文民統制の最も厳しい西欧的基準 陸軍は旧英印軍 (British Indian Army) に共通の起源を持つにもか によって文民統制が妨げられてはいないのである。また印パ両国の てその地域的・言語的相違は一層の紛糾を被っている。 の最低部に位置し、多言語・多種族社会であり、カースト制度によっ ていることは、 軍部に対する強固で安定しまた厳格な文民統制がインドに存在し 独立後国家権力の掌握に熱意を示したのはパキスタンの 一つの異常な事態である。 インドは経済的に後進国 しかしそれ

まで、文民統制のこれらの諸理論を容赦なく適用し続けてきたため け継いだ一連の教 き(この点ではパキスタン人も同様)、②それに加えて独立以後現在 このようなインドの謎とも言うべき事態は、 | 義・理論・統制機構を、指導層が幸運にも利用で ①イギリス人から受

(2)歴史的先例―英領インドにおける軍部

六

内へのインド人任用の過程が、検討される 関係の設立過程と、 ここでは、イギリス人文官と英印軍イギリス人将校間の「正常な」 亜大陸からのイギリス撤退に先行するこの過程

業に従事することに満足していたのである。 保守的・社会的傾向 (predilections) を強めた。その教育は、 将校団・副王・国王に対する忠誠を強調したものであった。 彼らは、イギリス人の考える将校の「正しい型」に合致することを 関しては効果的なコントロールを獲得することになった。 利したが、結果的には文官(インドとイギリスの)がインド問題に の典型的インド人将校は無神経に、このかなり愉快で報酬の多い職 求められた。またインド人士官候補生に与えられた訓練も、 九一〇年以後文民は、軍部に対する財政的・行政的支配を確立した。 回点となったのは、一九〇五年のキッチェナー・カーゾン紛争 の結論を、 (Kitchener-Curzon dispute)であった。これにより一旦は軍人が勝 第一次大戦後、英印軍正規将校へのインド人の任官が増加した。 インドの民軍関係をできる限りイギリスのパターンに従わせると イギリス人が出すまでには長い時間がかかった。 そして

う問題が、ここで取扱われる。 見ない状況である。それがどのようにして維持されているのかとい インドにおける圧倒的な文民統制は、

①憲法上の拘束

(3)

現代インドにおける文民統制

第

一世界ではほとんど類を

にあるが、 イギリスの慣例に従い、 事実上の統制は首相 軍部に対する形式的統制は大統領の手中 ・内閣が行う。 またインドの防衛は

的影響力を得た。 立前には強力であっ な将校が自らの地方総督的統治 憲法上連邦管轄事項であるため、 不均衡を矯正することによって、 なお独立後とられた文民統制強化措置も、 た陸軍を犠牲にし、 (satrapies) を作りあげる機会はな 連邦政府の監督を逸脱して野心的 文民指導層は陸軍に対する実質 ある程度陸軍と海・ 注目される。 • 空軍間 即ち独

②帰属的要因

補生への教育も英語を通じてなされるために、将校とその周囲のイ martial) れるために、 ノド的環 **ト内に唯一巨大な権力が発展することを妨げている。** 校試験には地域・階級・ 地域出身の上級司令官が不均衡なほど多くいることも、 境間 都市・北インド出身の将校が多くなっている。 の相違が促進されている。 種族上の制限はないが全て英語で行わ また「非尚武的」(non-士官候 陸

③政党の統制

要を感じてこなかった。 余地はほとんどなかった。 制を維持する上で助けとなった。 位にあったのである 政府をも支配してきたために、 〔立以来インドに単一の支配政党が存在してきたことは、 何らかのイデオロギー的政治的見解を軍部自体に押しつける必 また連邦政府・ 自らの権力を確信してきた会議派指導部 軍部にはたとえ望んでも、 個々の将校に広範な賞罰を与える 官僚機構に加えて会議派は 策動の 文民統

地理的・歴史的要因

により幾分かはコントロールが容易となっ ここでは特に以下の三つが注目される。 大きさにもかかわらずインド軍の対外交渉の低さ (low sophis-軍を絶えず全国的に循環させていることである。こ 第一はイギリス時代の慣 ている。 第二はその規

> 営することができると考える将校は、 自らの限界をわきまえている。 異質・無秩序な国家において、 機能することを求める環境それ自体である。 を極小化しようとする、文民側の意図による。 練することができる。 tication) である。 インドはほとんど完全に国内だけで、 これは大国の軍部と自国の軍人との 複雑なインドの政治制度を十分に運 国家維持機能を果しながらも同時に ほとんどいないのである。 軍は異常なほど多様で 第三はその中で軍が 将校を訓 結びつき

⑤責任領域―文民の専門知識と軍部の役割

しては、 ジャーナリストそれに軍人自身も公的私的に、 な作戦上の決定も、 ば、必ず説明を求められる。新兵器・増員・軍機構調整の要求に対 文民の手中にある。軍部が予算配分額からたとえわずかでも逸脱す まってきている。 る。 を認めるにしても、その地位は政治・行政部門に従属するものであ 民は組織的に行ってきている。 る。 はないという判断があるのである いものであるという、或いは少くとも文民統制に代るより良いも インドの公共生活において軍部を目だたせないための試 軍部の自尊心を傷つけることなく、 それと共に防衛・安全保障問題に関する文民側の能力も、 決定過程の最も早期の段階から文民が査定する。 財政上の責任は大蔵・国防両省を通じて、 文民の強い影響下にある。 軍部に対し名誉ある尊敬すべき地位 その地位を縮小・統制して 文民統制はそれ自体 大部分の政治家・ がみを、 また重要 文

b

(4)結論

良

field) ルが相対的に重要ではないという点にある。 イン の操作によるコントロールに比べて、 ドのケースにおける特徴は、 軍部 0 命令によるコント 心 一人の将校の徴 理域 (psychological i |

ても、影響を受けることはないと思われるのである。は非常に安定しており、予測しうる経済的・政治的破壊事態によっも自制している。従って現在のインドにおける文民統制のシステムかも文民は軍部に恥をかかせ窮地に追いやることのないよう賢明にの力という一つの既成事実を、彼に提起することを助けている。し練・軍事的政治的環境は相伴なって、政策決定における文民の全能

- (1) University of Illinois at Urbana-Champaign政治学・アジア研究准教授。
- (α) Cohen, "Civilian Control of the Military in India," in Welch, ed., op. cit., pp. 43—44.
- (3) 副王参事会軍事委員 (Military Member of Viceroy's Council) の廃止を望んだ総督の最高司令官キッチェナーと対立した、文民総督カーゾンが辞職に追い込まれた事件。詳しい経緯は、Stephen P. Cohen, The Indian Army: Its Contribution to the Development of a Nation, Berkeley, University of California Press, 1971, pp. 22—28. にある。なお、Cf. T. A. Heathcote, The Indian Army: The Garrison of British Imperial India, 1822—1922, Newton Abbot, David & Charles, 1974, pp. 20—21. 及びPhilip Mason, A Matter of Honour: An Account of the Indian Army, its Officers and Men, London, Jonathan Cape, 1974, pp. 397—401.
- (4) Cohen, "Civilian Control of the Military in India," p. 45
- 革新者である必要はないものであった。(p. 46.)(5) そのタイプとは要するに、自発的で有能で頼りになる道具ではあるが
- (6) インド憲法五三条二項に、大統領の軍隊指揮権が規定されている。この間題につき拙稿「インド連邦執行部の構造」北大法学論集二七巻二号・一間題につき拙稿「インド連邦執行部の構造」北大法学論集二七巻二号・一門のそれに比すべくもないとする。Durga Das Basu, Introduction to the Constitution of India, Sixth Ed., New Delhi, Prentice-Hall of India, 1976, p.

144.

(7)憲法第七付則第一表連邦管轄事項中、一―五、七、九項

八

- などから得た判断である。(p. 62, note 11.)(8)これは正確な統計を利用したものではないが、コーヘン自身の実地調査
- を必要とする。(p. 50.) (9) 壮年期に退役する将校はまた、再就職のために政府との当を得た「コネ」
- (⊆) ibid., pp. 50—53.
- 54.) お・ジャーナリスト・科学者の防衛問題に関する知識は不足している。(p. 者・ジャーナリスト・科学者の防衛問題に関する知識は不足している。(p. ンド行政職)のメンバーたる一握りの高級行政官であって、国会議員・学(1))但しここで言う文民とは、通常ICS(インド文官職)又はIAS(イ
- (12) コーヘンはここで (p. 56.)、文民統制の変数を自然発生的又は直接的な心理域のコントロール、命令によるコントロールに三分する定式化 (Robert A. Dahl and Charles E. Lindblom, *Politics, Economics, and Welfare*, New York, Harper, 1953, pf. 99.) に従っている。
- き近く発表の、拙稿「一九七五年インド非常事態の検討口」の参照を乞う。ても変更を受けないと、コーヘンは述べている。(pp. 59—61.) この点につ(3) この論文の中心的論点は、一九七五年六月二五日以降の非常事態によっ

複合社会における意義(Cynthia H. Enloe, 三 軍部の文民統制―ガイアナとマレーシアの

(1) 序論

的は似かよっているが、なお相違点も見られる。以下の検討は、①ように思われる。両国における文民の種類・統制の手段・統制の目でいない両国には、文民と軍部の利害の収束(convergence)があるが、どんな手段で、何を目的として、軍部をコントロールしているが、どんな手段で、何を目的として、軍部をコントロールしているが、どんな手段で、何を目的として、軍部をコントロールしているが、どんな手段で、何を目的として、軍部をコントロールしているが、どんな手段で、何を目的として、軍部をコントロールしているが、

異なる政治的意義を持ち得ること、 制概念の識別を進めることを意図している 民軍関係の形成に種族性が決定的役割を果していても、 ②両国のケース分析により文民

な

(2)

軍の種族的性格 民から主に募集されたものだった。 「対決」期(一九六三―六五年)に再度軍部は文民指導層に頼りに『シントロンヤーシッッン(ロン)一人が優勢であった。その後インドネシアとのになっていたがマレー人が優勢であった。その後インドネシアとの 立. Regiment) が設立された。連盟党 (Alliance Party) が権力を握り独 コミュナルな緊張も高まり初めて多種族構成の連邦連隊 一年の日本軍との戦闘)において、 Regiment) が後にマラヤ軍部の中核となったが、これはマレー人住 |が付与された時(一九五七年八月三一日)、マラヤ陸軍は多種族的 マラヤ共産党を主敵とした。独立の見通しが明らかになるにつれ、 ギリス人により一九三三年に創設され 戦後の非常事態期(一九四八―六〇年)になって、マラヤ陸 急速に拡張された が政治的に顕著になった。 この連隊は最初の任務 イギリス人が期待した忠誠を示 即ち、 たマ 主に中国人から成 レー連隊 (Federal (Malay 九四

警察間の不信も緊張悪化を進めて、 暴動鎮圧に政府が動員したのはマレー連隊であり、 岐と軍部への文民依存の程度という問題を、政治的中心問題とした。 一然な収束が 暴動後国家作戦会議 九六九年五月のコミュナル暴動が初めて、 ☆収束が存在したと思われる。 『の密接な協力を示唆している。 たが、 それはマレー人政治家・ (National Operations Council: NOC) が統 その限りで文民統制は弱められ 彼 らの間にはスタイルと観点の 高級官僚・ 軍部の種族構成の分 従来からの軍・ 安全保障将

> より、 進のための主なチャンネルとして空・海軍があるが、(ミュ) る。 はないこと、 整機関の国家防衛評議会 (National Defense Council) も圧倒的にマ レー人から成っていると言う。 I 第二に警察・陸軍間の責任分配の問題を論じるが、 彼らの政策に及ぼす影響 かしこれは文民統制を証明するものでも、 口 ١ は次にまず、 陸軍内ではマレー連隊が首位を占めていることなどに 独立後増大した軍事予算 第三にインド人・中国人の応募と昇 の可能性は大いに減殺され 反証するも の問題を これも陸 両 り上げ 者 Ď 軍で

的依存を減少してきている。 (National Front) が圧勝した。 様式を改訂することによって、 九七四年八月の総選挙では連盟党を拡大した新たな国 U MNOの党指導者は古い国民統合 さしあたりは軍部・警察 民 戦

0)

(3)ガイアナ

層鋭い。 ない。 異なりこの国では、 いた。 軍間に地位の不均衡はほとんどない。 (Guyana Defence Force: GDF) は小規模で、 ガイアナ軍部のジレンマと脆弱性は、 創設当時は、 GDFは主にアフリカ人から構成された。 イギリス人により一九六五年に創設されたガイアナ 政党が促進した種族分極化の高揚期に当たっForce : GDF) は小規模で、複雑な組織構造で 警察 (これまた主にアフリカ人から成る) マレーシアの場合より またマ レーシアと 構造では

相 0 は、 0 監督下にあるが、 党員証を持っていることが望まれている。一九七三年の議会選 が直接コントロー 見られない。GDFはガイアナ防衛庁 (Guyana Defence イアナでは軍・ その長官は首相の兼任であり、 警察と支配政党間に制度的障壁を建 ルしている。 特に将校になるためには 軍人の昇 する努力

果を、生み出すこともあるだろう。することは、必ずしも文民統制を確実に持続させるとは限らない結時に、軍部は選挙干渉に利用された。しかしGDFの政治化を加速

(4 結論

不利な立場に置いているのである。 「国軍隊の種族構成は、文民が設定する目標を実行する上で軍隊を に、また唯一つの種族社会の政治支配の下で仕えてきたに過ぎない。 に、また唯一つの種族社会の政治支配の下で仕えてきたに過ぎない。 に、また唯一つの種族社会の政治支配の下で仕えてきたに過ぎない。 は、また唯一つの種族社会の政治支配の下で仕えてきたに過ぎない。 が別の政治的目標に奉仕するように、制服の強制組織を動員する文民期の政治的目標に奉仕するように、制服の強制組織を動員する文民期の政治的目標に奉仕するように、制服の強制組織を動員する文民期の政治的目標に奉仕するように、制服の強制組織を動員する文民期の政治的目標にない。

- (1)Clark University 政治学(Government)准教授。
- (2) 旧英領植民地であった両国では、官僚ではなく長年の支配政党の指導者たる文民が、、軍事組織に対する権能を行使してきた。しかもその政党は単一の種族社会の利益と密接に同一視されている。マレーシアでは連合マレー人国民組織(United Malay National Organisation: UMNO)がマレー人と、ガイアナでは人民国民会議(Peoples National Congress: PNC)がアフリカ人と結びついている。更に両国軍隊内の支配的種族集団と、独立アフリカ人と結びついている。更に両国軍隊内の支配的種族集団と、独立アフリカ人と結びついている。更に両国軍隊内の支配的種族集団と、独立アリカ人と結びついている。更に両国軍隊内の支配的種族集団と、独立アリカ人と記述の計算者、Military: Implications in the Plural Societies of Guyana and Malaysia," in Welch, ed., op. cit., p. 67.
- 持を目的としている。(ibid.)(4)潜在的に不安定で分裂した社会において、コミュナルな政治的優位の維(4)潜在的に不安定で分裂した社会において、コミュナルな政治的優位の維(3)政党政治家は、種族の団結・不安へのアピールを手段としている。(ibid.)
- 政治的意味が特に顕著なのはマレーシアの方である。(p. 68.) 異なりマレーシアの軍・警察は異なる種族よりなっている、③警察の果す(5) 即ち、①党・軍間の結びつきはガイアナの方がより固い、②ガイアナと
- (6)それ以前にイギリス人植民行政官が依存していたのは、イギリス人部隊

- 最初のマレー人制服部隊は警察であった(一八七六年)。(pp. 69—70.)と主にインド人より成る小さな軍隊であった。なおイギリス人が創設した
- た。(p.71.) たので、マラヤ陸軍の種族構成はほとんど現実の重要性を持っていなかっ(7)この間将校のポストは未だイギリス人が占め、敵は外国の侵略者であっ
- (8)当初中国人五○%、マレー人二五%、インド人その他二五%の構成が予めは一九五五年のことであった(現在これが拡張されてマレーシア偵察隊でされたが、非マレー人を引きつけるのは難しく、最初の大隊が作られた Malaysian Reconnaissance Corps となっている)。(pp. 71—72.)
- (9) UMNO・マラヤ中国人協会(Malaya Chinese Association: MCA)・マラヤインド人会議(Malayan Indian Congress: MIC)の三党が結成したマラヤインド人会議(Malayan Indian Congress: MIC)の三党が結成したPolitics and Government in Malaysia、Vancouver、University of British Columbia Press, 1978, pp. 123—221.
- ―三五四頁を参照。 ―三五四頁を参照。 ―三五四頁を参照。
- (日) これについても Cf. Milne and Mauzy, op. cit., pp. 77—100.
- 73--74, 79.) 13--74, 79.) 73--74, 79.)
- 助けている。(p. 76, 96, note 10.) (Hussein Onn)両首相が軍人と同様の経験を共有していることも、収束を(3)さらにアブドゥル・ラザク(Tun Abdul Razak)とフセイン・オン
- 当)ibid., p. 80. おね James F. Guyot, "Ethnic Segmentation in Military Organizations: Burma and Malaysia," in Catherine M. Kelleher; ed., Political-Military Systems: Comparative Perspectives, Beverly Hills, Sage, 1974, p. 34. ふ参照。
- 党(ゲラカン)・人民進歩党(PPP)が形成した。 15)UMNO・MCA・MIC・イスラム党(PI)・マレーシア人民運動
- リーダーとする人民国民会議(Peoples National Congress―アフリカ人がProgressive Party―インド人が支持)と、バーナム(Forbes Burnham)を明らいのであり、 (Cheddy Jagan)をリーダーとする人民進歩党(Peoples)

支持)とが対立した。(p.

(18)その意味で、現在のバーナムが指導するPNC体制に代わって別の体制 ができるとしても、GDFの制度的基礎は不安定なままであろうと言う。

由

(1))従って、文民統制が①単に一つの政治体制への軍部の服従を示唆するだ 統制は全くの酸敗を呈することもあろう。 財源を軍隊に振り向けるという高価な代償を含むものであるならば、 衡に依存して、まさにコミュナル集団間の敵意を生み出し、 けで、②真の国家制度としての正当性を軍隊が失うほど体制と軍隊間の均 (p. 94) ③乏しい政府 文民

フ ィリピンにおける軍部の文民統制の基礎 (Sherwood D. Goldberg)

兀

(1)序論

五つの手段のうち、「政党のコントロール」は、 まっている体制である。 ンはかつて軍部が文民優越の原理に忠実であり、今も忠実なまま留 行」をもたらした基礎となってきた要因を明らかにする。フィリピ モデルに妥当しない。 本章はフィリピンの政治制度において、「ユニークな戒厳令の施」 なおウェルチが第一章で述べた文民統制の 明らかにフィリピン

歴史的要因・憲法上の拘束・帰属的要因 限定された責任領

文民統制の基礎

ス時代アメリカの保護下に教え込まれた一つの価値であることが、 ①フィリピンにおける「文民の優越」 は、 植民地・ コモンウェ

> 部は首相に責任を負うことにされた。 上に大統領が置かれ、議院内閣制を採用した一九七三年憲法では軍 れる。また一九三五年憲法では文民の優越を確保するために軍部 防衛法 (National Defense Act―コモンウェルス法律一号) が指摘さ により伝統的な方法に固執していることを、 そして独立後の二六年もフィリピンが、文民の優越を確保するため う、共通の関心を持っていた。この状況は二○世紀の半ばまで続く。 軍事革命よりはむしろ教育を通じてフィリピンを発展させるとい 主義者・進歩派、アメリカ人の植民地・コモンウェルス行政官は、 政治発展の危機に対処することができた。またフィリピン人の民族 り文民のエリートは、 実現を奨励したことにあった。文民行政機関と政党制度の発展によ ピンに対する貢献は、 義者の著作・演説にも見られるものである。 強調されている。しかしそれは、「文民の権威」という徳目を含む自 主義的民主的伝統の理想を強調した、一九世紀フィリピン民族 ②民軍関係の基礎をすえたものとしてはまず、一九三五年の国家 この理想を支持し、特定の行動を通じてその 自らの正当性に対する軍部の脅威を恐れず、 如実に示している。 従って合衆国のフィリ

民統制に代わるべき選択肢ではなかった。(m) 原理を強調した。少くともこの期間を通じてAFPは、それ自体文 となったが、それにはプレスと国会内の野党の働きが有効であっ 文民の優越は政治的社会化過程を通じてフィリピン政治文化の一部 は、これらの理想主義的な憲法規定にのみ依存したのではなかった。 またフィリピン軍(AFP)もその教育計画を通じて、「文民優越 一九四六―七二年の大統領のコントロールに対する軍部の共鳴

期における有能な文民諸制度の発展であった。 ③上述の環境的要因と同様に重要なものは、 第 対日協力問題 一次大戦後の形成 稲

よる持続した「効果的な」支配であった。由を決して持つことのない軍部をもたらした」ものは、文民部門にらず、政治過程は機能し続けた。「その結果干渉するための正当な理らが、政治過程は機能し続けた。「その結果干渉するための正当な理はかのはい)・フク(Huk)の挑戦・暴力的腐敗選挙などにもかかわ

隊の政治的干渉を抑制した要因であろう。 United States Military Advisory Group:JUSMAG)の存在も、軍さらにAFPの規模の小さざと、合同合衆国軍事顧問団(Joint

感じるようになった。 感じるようになった。 感じるようになった。 の利益に対する文民エリートの反応の良さがある。軍人達はすべて、 の利益に対する文民エリートの反応の良さがある。軍人達はすべて、 の利益に対する文民エリートの反応の良さがある。軍人達はすべて、 の利益に対する文民エリートの反応の良さがある。軍人達はすべて、 の利益に対する文民エリートの反応の良さがある。軍人達はすべて、 の利益に対する文民エリートの反応の良さがある。軍人達はすべて、 の利益に対する文民エリートの反応の良さがある。軍人達はすべて、 の利益に対する文民エリートの反応の良さがある。軍人達はすべて、 の利益に対する文民エリートの反応の良さがある。 の利益に対することができた。

(空) 次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピン軍将校の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピンの環境の職業の現実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピンの職業の理実も、もう一つの積極的要因で、次にフィリピンの職業の理解の理解を表現している。

(1) United States Military Academy 社会科学助教授。

た

Ξ

- (3) 二大政党の国民党(Nacionalistas)も自由党(Liberals)も、国軍へ鼓吹する特定のイデオロギーを公言していない。Goldberg, "The Bases of Civilian Control of the Military in the Philippines," in Welch, ed., op. ct., p. 100. 戦後フィリピンの政党制については例えば、Cf. Carl H. Lande, "Parties and Politics in the Philippines," Asian Survey, Vol. VIII No. 9.
- (4) George E. Taylor, The Philippines and the United States: Problems of Partnership, New York, Frederick A. Praeger, 1964, p. 181, 195. (p. 101.) (5) ゴールドバーグはここで、「文民政府」というフィリピン人の価値をとりわけ反映しているものとして、ホセ・リサール(Jose B. Rizal)の『ノリ・メ・タンヘレ』(Noli Me Tangere—邦訳岩崎玄・井村文化事業社刊)をあげる。(p. 118, note 7.)
- 高司令官として、常時動員措置の準備に責任を負う。」(pp. 102―103.)(6)同法第一条二節「文民権力は常に優越する。フィリピン大統領は全軍最
- (7) 三五年憲法第七条一○節二項。七三年憲法第九条一二節。なお七三年憲法は第二条八節でも文民権力の優越性を規定している。Enrique M. Fernando, The Constitution of the Philippines, New York, Oceana, 1974, pp. 295—297.
- (8) その典型例として、一九五九年のフィリピン共和国第四次国会第二会期に文民統制に関する八立法が提出されたことが、注目される。アグバヨニ (A. F. Agbayoni) 議員による「フィリピン正規軍・予備軍の現役・退役 軍人の国防長官・同次官への任命を禁じる」法律案、リゴット(B. T. Ligot) 議員のクーデター行為には死刑の適用を求めた提案、フィリピン軍 (Armed Forces of the Philippines:AFP) からフィリピン警察隊を分離 することを求めたゴンサレス(J. Z. Gonzales)議員の提案など。(pp. 103—104.)
- ず、軍に対する文民権力の優越を支持する。」(p. 104.)が、軍に対する文民権力の優越を支持し擁護する。私は戦時平時を問わある。私はフィリピン共和国憲法を支持し擁護する。私はフィリピンの兵士で(9) フィリピン兵士操典は次の言葉を含んでいる。「私はフィリピンの兵士で
- (10)この状態はマグサイサイ (Ramon Magsaysay) が一九五〇年に国防長官
- (コ)りにはつらかは、Cf. Benedict J. Kerkvliet, The Huk Rebellion: A Study of Peasant Revolt in the Philippines, Berkeley, University of California Press, 1977.
- (12)フィリピン大学行政学部長デグスマン (Raul P. DeGuzman) の意見。(p.

⁽²⁾一九七二年九月二一日マルコス(Ferdinand E. Marcos)大統領が宣言して、

119, note 17.)

- (3)US Arms Control and Disarmament Agency, World Military Expeditures 1971, Washington, Bureau of Economic Affairs, U. S. A. C. D. A., 1972, p. 10—13. を出典とする、Welch and Smith, op. cit., p. 280. によれば、極東に分類されている一五ヵ国中フィリピンは、軍事費の対GNP比で一四度に分類されている一五位となっている。
- た。(pp. 107-108.)は、防衛費削減を望むフィリピン議会人によって、はなはだ重いものになっは、防衛費削減を望むフィリピン議会人によって、はなはだ重いものになった。(pp. 107-108)
- (15) フィリピンの言葉で良い関係、この場合には軍が少くとも文民エリート(15) フィリピンの言葉で良い関係、この場合には軍が少くとも文民エリート
- (16) ibid., pp. 109—113.
- (17) 以下付論としてゴールドバーグは、戒厳令期の文民統制を論じている。 (pp. 113—117.) そこではマルコスのめざす「新しい社会」(Marcos, Notes on the New Society of the Philippines, 1973. に展開されている)のために、AFPが「一つの創造的勢力とならねば」ならず、その規律と能率において社会の公定規準を示さねばならなくなったと言われる。そして「戒厳令ーフィリピンのスタイル」における軍の責任領域の拡大は、軍自身のイニシャティヴの結果ではなかったことが強調される。なおマルコスの軍に対シャティヴの結果ではなかったことが強調される。なおマルコスの軍に対シャティヴの結果ではなかったことが強調される。なおマルコスの軍に対シャティヴの結果ではなかったことが強調される。なおマルコスの軍に対シャティヴの結果ではなかったことが強調される。なおマルコスの軍に対する対処は、David Wurfel, "Martial Law in the Philippines: The Methods of Regime Survival," Pacific Affairs, Vol. 50, No.1 (Spring 1977), pp. 24—27. が詳しい。

(本学講師・釧路分校